

# 「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の実施状況

(平成17年8月～18年3月)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	1 法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成する「裁判員制度広報推進協議会」において，広報・啓発について，裁判員制度実施までの全体的な計画を策定するとともに，これを具体的に実践するための計画を年度ごとに策定し，これらに基づき協力して計画的・効果的な広報・啓発活動を実施する。また，各地においては，これまでの取り組みを一層充実させるとともに，活動内容に応じて，全国の地方裁判所所在地ごとに裁判所，検察庁及び弁護士会が設置する「裁判員制度広報推進地方協議会」を活用するなどしつつ，各地の機関・団体とも緊密な連携を図って広報・啓発活動を推進する。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
<p><b>【実施状況】</b></p> <p>法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成する「裁判員制度広報推進協議会」において，平成17年9月27日，裁判員制度実施までの全体計画及びこれを実施するための平成17年度の計画を策定し，同計画に基づいて，裁判員制度の存在，意義，手続概要，裁判員の役割等を広く国民に周知し，同制度に対する関心を高めるとともに，国民の不安・負担感を軽減させることを主たる目標として，法曹三者が協力して，着実かつ積極的な広報啓発活動を展開した。</p> <p>また，平成17年12月6日までに，全国50の地方裁判所所在地ごとに，裁判所，検察庁及び弁護士会で構成する「裁判員制度広報推進地方協議会」の設置を終え，法曹三者の連携・協力のもと，地域の実情に即した広報活動を開始している。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)</p> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>裁判員制度広報推進協議会において，平成17年度中に，平成18年度の広報計画を策定する。</p> <p>広報活動は，アンケート調査等の分析を踏まえ，訴求の重点を修正・設定しながら実施する。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)</p> <p>平成18年度は，最高裁判所，日本弁護士連合会及び関係省庁の協力を得ながら，広報啓発の「拠点・ネットワークづくり」をテーマに，新たに，各地への周知の浸透を目指し，全国各地で，国の地方支分部局や都道府県の職員等を集めた裁判員制度の説明会を実施する。また若い世代の啓発のため，中学・高校生等の世代向けに裁判員制度を分かりやすく解説したパンフレット等を作成・配布する。そのほか，夏季休暇期間中に全国で教員の研修を行い，成人の日の前後に説明・講演会を実施することなども予定している。(法務省)</p>		

平成18年度は、制度の周知の広報とともに、迅速で分かりやすい裁判の実現や環境整備を含めて、国民が参加しやすい仕組みを作り、これを呈示していく広報活動を展開。その一方で、裁判員の役割や、評議の実態など、裁判員が行う職務を正しく理解してもらうための広報活動も展開し、参加意識の醸成を目指す。  
 (最高裁判所)

日本弁護士連合会内に設置した裁判員制度実施本部の取組等をより一層充実させ、法務省、最高裁判所と連携しつつ、法曹三者の広報・啓発活動を推進するとともに、弁護士会独自の広報計画を策定し、推進する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	2 国民が裁判員として刑事裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手續、事件の審理及び評議における裁判員の職務等について具体的かつ分かりやすく説明したリーフレット及びパンフレットを作成し、地方自治体等とも連携しつつ全国で配布するほか、広報用ポスターを作成し全国で掲示するなどして、国民の裁判員制度に対する認知度と関心を高め、理解を深めるための広報活動を行う。リーフレット及びパンフレットについては、関係機関、関連団体の窓口等で配布するほか、全国の世帯に配布するよう努める。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

平成17年10月から同年12月にかけて、法曹三者連名のパンフレット改訂版を計約280万部作成し、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会のほか、全国の自治体、中学・高校・大学(短大を含む。)、公民館、図書館、警察署等に送付し、その他関係機関・団体にも適宜送付するなどして、全国的に配布した。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

最高裁判所及び日弁連の協力を得て、平成17年10月、リーフレット(広報DVD付き)を4万6000部、同年11月、相田みつを氏の書「その時自分ならばどうする」をデザインしたポスターを16万7,000部、それぞれ作成し、全国の検察庁、裁判所、弁護士会のほか、全国の自治体、中学・高校・大学(短大を含む。)、公民館、図書館、警察署等に送付し、その他関係機関・団体にも適宜送付するなどして、全国的に配布・掲示した。このポスターについては、平成18年2月から3月にかけて、全国のJR、私鉄、地下鉄の駅構内、車内等において、約2週間、計約8,500部を掲出した。

また、平成18年2月、上記ポスターのデザインと裁判員制度に関する解説とを内容に盛り込んだリーフレットを15万部作成し、全国の検察庁を通じて配布を開始した。

さらに、全国の地方検察庁で、裁判員制度のシンボルマーク・キャッチフレーズを内容に盛り込んだ懸垂幕等を製作・設置した。(法務省)

裁判員制度のシンボルマークやキャッチフレーズ（公募）を定めるとともに，裁判員制度や刑事裁判について詳細に解説したブックレットを30万部作成し，裁判所が開催した行事の参加者や，全国の自治体，大学，高校，公立図書館等に配布した。また，ポスター，ちらし等を作成し，全国の裁判所，検察庁，弁護士会等において掲示，配布した。また，新聞及び雑誌（23誌）に，長谷川京子氏を起用した純広告や，裁判官のインタビュー，人気漫画を利用したタイアップ広告等を展開した。（最高裁判所）

月刊誌「WEDGE」に日本弁護士連合会会長インタビュー記事を掲載したほか，日本弁護士連合会会誌「日弁連新聞」に裁判員制度に関する記事を掲載したり，「裁判員ニュース」を発行し（平成17年3月，6月，12月），単位会や各主催行事で使用している。（日本弁護士連合会）

【今後の予定】

引き続き，パンフレット・ポスターを作成・配布等する。取り分け，若い世代の啓発向けに裁判員制度を分かりやすく解説したパンフレット等を作成・配布する。（法務省）

引き続き，ブックレットを作成，配布する。（最高裁判所）

平成18年度は，リーフレットや漫画パンフレットを作成し，全国へ配布する。また，随時，「日弁連新聞」などで裁判員制度に関する記事を掲載していく。（日本弁護士連合会）

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	3 裁判員の参加する刑事裁判について国民が具体的に理解でき，かつ，刑事裁判への参加の意義を実感できる内容の広報用ビデオを作成し，移動・出前教室の機会を利用し，あるいは大学等の協力を得てこれを上映するほか，全国の学校，図書館，公民館等に備え置いて上映・貸出を行うよう要請するなど，映像媒体を利用した広報・啓発活動を推進する。（法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

【実施状況】

最高裁判所及び日本弁護士連合会の協力を得て，平成17年5月，広報ドラマ「裁判員制度 - もしもあなたが選ばれたら -」（中村雅俊監督，西村雅彦主演）を企画・製作し，VHSを計2,150部，DVDを4万6,000部，それぞれ作成の上，全国の検察庁において，上映・貸出を行った。また，同VHS，DVDを，全国の自治体，中学・高校・大学（短大を含む。），公民館，図書館，警察署等に送付するなどして，全国的に上映・貸出された。（法務省，文部科学省）

法務省及び日本弁護士連合会の協力を得て，広報ビデオ「あなたも参加する刑事裁判」，「刑事裁判 - ある放火事件の審理」を作成し，説明会や全国フォーラ

ム等において上映した。また、広報ドラマ「評議」を制作した。(最高裁判所)

日弁連制作の裁判員ドラマ「裁判員～決めるのはあなた」を活用するほか、裁判員に関するテレビ番組の制作等への協力を行った。(日本弁護士連合会)

#### 【今後の予定】

引き続き、広報ドラマ(VHS, DVD)の上映・貸出を行う。(法務省, 文部科学省)

平成17年度文部科学白書に、社会教育施設等における裁判員制度等に関する講座等を取り上げる。また、法務省が全国の中学・高校・大学(短大を含む)、公民館、図書館等に送付したリーフレット(広報DVD付き)等が適切に活用されるよう関係会議等の機会に促す。(文部科学省)

引き続き、広報ビデオを活用し、広報活動を行う。(最高裁判所)

引き続き、裁判員ドラマ「裁判員～決めるのはあなた」や、KBSテレビと京都弁護士会が共同制作した番組「あなたが裁く! 2 裁判員制度は機能するか?」を活用するとともに、新たなドラマ・映画等の制作の検討・企画も行う。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	4 裁判員制度について具体的かつ分かりやすく紹介するウェブ・サイトを設け、同サイトを使って広報用ビデオの配信を行ったり、国民からの質問・要望等に答えたり、関連サイトとのリンクを設定するなど、コンテンツの充実等に努め、インターネットを活用した広報活動を推進する。(法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)

#### 【実施状況】

ホームページに設けられた専用のコーナーにおいて、裁判員制度を具体的かつ分かりやすく紹介しているほか、各種行事の実施に関する事前周知を行い、法務省・検察庁による各種広報啓発活動状況を掲載するなどした(平成16年6月29日から18年2月22日までの間に、アクセス数約20万4,600件)。(法務省)

平成17年11月に裁判員制度専用のホームページを開設し、これまでの情報に加え、新たにキッズページやご意見箱、広報ビデオの動画配信のコーナーなどを新設した。また、バナー広告を出し、このホームページへの誘引を図った(平成17年11月16日から18年2月末現在でアクセス数33万8,681件)。(最高裁判所)

平成17年11月にホームページをリニューアルし、トップページに「日弁連の取り組む重要課題」として、第1番目に「裁判員制度」コーナーを設置。随時、コンテンツを充実・更新し、法曹三者のホームページにリンクを設定した。(日本弁護士連合会)

**【今後の予定】**

引き続き，内容を充実させながらホームページにより情報を発信する。（法務省）

引き続き，ホームページを充実させ，活用する。（最高裁判所）

ホームページ「裁判員制度」コーナーをリニューアルし，随時，コンテンツを充実・更新する。（日本弁護士連合会）

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	5 裁判員制度をテーマとする政府広報を適時適切に行い，裁判員制度に関する広報を推進する。法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会は，政府広報の内容がより充実したものとなるよう協力する。（内閣府，法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

**【実施状況】**

雑誌「Cabi ネット」において，法務大臣（17年6月1日号）及び最高裁判所長官（同10月1日号）のインタビュー記事を掲載し，その中で裁判員制度を取り上げた（約10万部発行）。（内閣府，法務省，最高裁判所）

政府インターネットテレビを通じて全国に広報ドラマ「裁判員制度 - もしもあなたが選ばれたら -」（ダイジェスト版）の配信を行った。（内閣府，法務省）

「法の日」の前後に集中して政府広報室の企画に協力。

また，10月15日放送の内閣府提供のラジオ番組「中山秀征の愛して JAPAN!」に事務総局広報課付が出演し，一問一答形式で裁判員制度を紹介した。（最高裁判所）

裁判員制度実施本部を設置するなど，協力体制を整備済み。（日本弁護士連合会）

**【今後の予定】**

引き続き，法務省を始めとする各省庁等の協力を得ながら，裁判員制度をテーマとする政府広報を適時適切に行う。（内閣府，法務省）

裁判員制度実施本部等による協力体制を強化する。（日本弁護士連合会）

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	6 法務省，最高裁判所及び日本弁護士連合会の協力の下に，裁判員制度をテーマとするタウンミーティングを適時に開催し，裁判員制度についての周知を図るとともに，国民の意見や要望に幅広く耳を傾け，裁判への参加に対する不安解消等に努める。 (内閣府，法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <p>平成17年度は，宇都宮，金沢及び那覇で，法務大臣等が登壇して司法制度改革取り分け裁判員制度をテーマとするタウンミーティングを開催した（来場者計1,270人）。（内閣府，法務省）</p> <p>上記各タウンミーティングの開催に協力した。（最高裁判所，日本弁護士連合会）</p> <p>【今後の予定】</p> <p>引き続き，法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会の協力を得ながら，適時に各地で裁判員制度をテーマとするタウンミーティングを開催する。（内閣府，法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）</p>		

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	7 裁判官，検察官及び弁護士が参加して広く国民と対話するイベントを全国各地で開催し，国民の裁判員制度に対する意識を把握しつつ，裁判員制度の意義や裁判員の役割等を分かりやすく説明することにより，裁判員制度に関する啓発を推進する。 (法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
<p>【実施状況】</p> <p>最高裁判所及び日本弁護士連合会等の協力を得て，平成17年7月及び同年11月から18年2月にかけて，全国の高等検察庁管内各1か所以上，合計9か所において，シンポジウムを開催し，広報ドラマ「裁判員制度 - もしもあなたが選ばれたら - 」を上映するとともに，各地の著名人，ドラマ出演者，法曹・政府の代表者等が参加するパネルディスカッションを行うなどした（来場者計約4,200人。採録記事が掲載された新聞の発行部数計約520万部）。（法務省）</p> <p>法務省及び日本弁護士連合会等の協力を得て，平成17年10月から18年1月にかけて，全国の地方裁判所所在地50か所において，裁判員制度全国フォーラムを開催し，制度の解説や広報ビデオの上映，パネルディスカッションなどを行った（来場者計約18,000人，採録記事が掲載された新聞の発行部数合計1,870万部）。</p>		

また、全国の裁判所で、裁判員制度についての説明会、裁判官や裁判所職員が出張して制度を解説する出張講義や、具体的に裁判のイメージを持ってもらうための模擬裁判を実施した（平成17年4月から11月の間に、説明会・出張講義等は約1,450回、参加者約68,000人。模擬裁判は約320回、参加者約11,500人）。（最高裁判所）

裁判所主催の裁判員制度全国フォーラムや法務省主催のシンポジウム、市民の裁判員制度・つくろう会などにアドバイザーやパネリストを派遣した。また、各弁護士会でもイベントやシンポジウムを開催した。（日本弁護士連合会）

**【今後の予定】**

引き続き、シンポジウム等の開催を行う。（法務省）

引き続き、全国一斉のイベントや説明会などを開催する。（最高裁判所）

国民と対話するイベントを企画・検討・実施する。また、全国の各弁護士会へ開催を働きかける。（日本弁護士連合会）

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	8 裁判員の参加する刑事裁判の手続等について国民が具体的なイメージを持ち得るような広報用模擬裁判を全国で開催し、裁判員制度に関する啓発を行う。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）
<p><b>【実施状況】</b></p> <p>平成17年6月までに、広報用裁判員模擬評議体験の資料を作成の上、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会に配布した。また、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会において、広く一般国民の参加も得て、模擬裁判を実施した。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）</p> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>法曹三者において、引き続き、広報用模擬裁判を実施するほか、裁判所、検察庁及び弁護士会独自の模擬裁判等を企画・実施し、その成果を活用する。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）</p>		

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	9 「法の日」記念行事，地方自治体主催の各種行事に参加し，その機会を利用して，積極的に裁判員制度の広報活動を行う。

(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

【実施状況】

平成17年10月4日，東京都港区内のホールにおいて，「法の日」週間記念行事として，広報ドラマ「裁判員制度 - もしもあなたが選ばれたら - 」の上映や，国民の代表者，ドラマ出演者，法務大臣経験者，法曹関係者が参加するパネルディスカッションを行った（来場者約200人）。

また，全国各地の裁判所，検察庁及び弁護士会において，「法の日」記念行事を開催し，各地の祭等の催しに参加した。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

平成17年10月29日，30日の両日，千代田区内の日比谷公園等で開催された同区主催の「江戸天下祭」において，法務大臣，同経験者，幹部職員を含む約200名がパレードに参加したほか，テントブースでパンフレット配布するなどした（同祭の来場者数約44万人）。（法務省）

【今後の予定】

引き続き，「法の日」週間記念行事その他の行事の機会を利用して，積極的に裁判員制度の広報活動を行う。（法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会）

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	10 関係機関，関連団体等の窓口等において，裁判員制度に関するポスターの掲示やリーフレット及びパンフレットの配布等を行うとともに，関係機関，関連団体等の主催する行事において広報資料を配布するなどの広報活動を行う。特に，刑事司法の重要な一翼を担っており裁判員の参加する刑事裁判に深い関わりを有する警察においては，都道府県警察本部，警察署及び警察関連団体の窓口等において，上記ポスターやリーフレット等を活用した積極的な広報を行うとともに，警察又は警察関連団体が主催する行事においても，広報資料を配布するなどの広報活動を積極的に行う。また，都道府県教育委員会等を介して，各地の図書館など社会教育施設等において，広報資料の配布等を行う体制を構築・運用する。（警察庁，文部科学省，関係省庁等）

【実施状況】

裁判員制度の広報用ポスター及びリーフレットを，各都道府県警察本部，その管下警察署，運転免許試験場等に配布の上，見やすい場所へのポスターの掲示や，リーフレットの活用などにより，一般来庁者に対する積極的な広報に努めた。

法務省が作成した広報用ビデオ（DVD）を，各都道府県警察本部及び管下警察署等に配布し，職員に対する教養に活用するとともに，警察関連団体との協議

会等で上映するなどして、積極的な広報に努めた。(警察庁)

自治大学校が主に都道府県・政令指定都市の職員を対象としている研修の課程の中で、司法制度改革・裁判員制度に関する講義を実施した。(平成17年6月16日及び12月12日)(総務省)

都道府県教育委員会等を通じ、各地の公民館、図書館等の社会教育施設等において、パンフレットの配布・備え付けを行った。

関係会議、研修会等においてパンフレット等を配付したほか、広報誌等に裁判員制度に関する記事を掲載した。(文部科学省)

法務省の協力のもと、財務省内全部局、地方支分部局にパンフレット、ポスターの配付を行い、裁判員制度の周知に努めた。(財務省)

関係機関による広報活動等への協力依頼には協力するよう周知するとともに、裁判員制度に関する理解を深めるため、職員等に対して裁判員制度に関する情報提供等を行った。(経済産業省)

#### 【今後の予定】

都道府県警察本部、警察署及び警察関連団体の窓口等における広報資料等を活用した積極的な広報を継続するとともに、警察又は警察関連団体が主催する行事においても、広報資料を配布するなどの広報活動を積極的に行う。(警察庁)

自治大学校における来年度の講義について、関係機関から依頼があれば検討する予定である。(総務省)

主催する関係会議等において、裁判員制度に関するパンフレット等を配付するなど周知を図る。(文部科学省)

関係機関からの広報活動等への協力依頼に対し適切な協力等を行う。(経済産業省)

行動計画	項目	裁判員制度に関する広報・啓発活動の推進
	具体的施策	11 各種世論調査、モニター調査等の手法を用いて国民の意識調査を適宜行うことにより、裁判員制度の広報・啓発活動の効果の的確な把握に努め、その結果を関係省庁等と共有するとともに、必要に応じて広報・啓発計画に修正を加え、広報内容についても再吟味するなど、国民への周知の度合い等に応じた的確な広報を行う。(内閣府、法務省、関係省庁等、最高裁判所、日本弁護士連合会)

#### 【実施状況】

裁判員制度が円滑に運用されるために、法務省からの依頼に基づき、国政モニターに対して「裁判員制度について」の課題報告(アンケート調査)を実施し、認知度や参加意識を測定した。(第1回目調査：平成17年度5月、第2回目調査：現在実施中。)

平成17年度10月から11月にかけて、全国6か所において「裁判員制度」

をテーマに取り上げて、国政モニター会議を開催し、同制度について説明を行うとともに、国政モニターから意見・要望等を聴取した。(内閣府、法務省)

全国9か所でのシンポジウム( - 7)や「江戸天下祭」( - 9)等の各種行事において、来場者を対象としたアンケート調査を実施し、裁判員制度に対する国民の意識や、広報啓発活動の浸透度・活動の在り方に関する要望等の把握と分析に努めた。(法務省)

全国50か所で開催した「裁判員制度全国フォーラム」で、来場者に質問票とアンケート用紙を配布し、制度に関する疑問、意見を聴取した。4,000通余りの質問と11,000通余りのアンケート結果を分析し、今後の手続の検討・広報企画に役立てる予定。

また、平成18年1月から2月にかけて、裁判員制度への参加の障害となりうる国民の生活状況等の事情を把握するために、全国8,300人を対象にアンケート調査を実施。3月中に結果概要をまとめ、選任手続の運用方法に反映させていく予定。(最高裁判所)

裁判員制度実施本部を設置し、協力体制を整備済み。(日本弁護士連合会)

#### 【今後の予定】

現在実施中の国政モニター課題報告「裁判員制度について」を取りまとめ、国政モニター月報に掲載するとともに、同結果を内閣府ホームページに掲載する。(4月予定)(内閣府、法務省)

引き続き、様々な機会を捉えて、アンケート調査等を実施し、国民の意識や、広報啓発活動の浸透度・活動の在り方に関する要望等の把握と分析に努める。(法務省、最高裁判所)

各種世論調査、モニター調査等の結果について、弁護士会独自の視点からの分析を行い、的確な広報を検討・提言する。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	1 経営者団体、個別企業、職能団体、消費者生活団体、各種協同組合連合会等に対して、裁判員制度の意義等を説明するとともに協力依頼を行うことにより、これらの団体の構成員が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境が整備されるよう努める。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

#### 【実施状況】

法務省・各地の検察庁で、裁判所及び弁護士会と連携を取りながら、広く国民一般を対象に様々な機会をとらえて説明・講演を行っているところであるが(合計約2,000回、参加者合計約10万9,000人。平成18年1月末現在、一部に17年7月以前のものを含む。)、経営者団体等の各種団体、個別企業等に対しても、積極的な説明を行った。(法務省)

各地の裁判所で、検察庁、弁護士会と連携を取りながら、経営者団体や企業な

どへの説明会や出張講義を実施した。

また、消費生活センターの市民講座、商工会や役場職員への説明会などに、全国の裁判所から裁判官や職員を講師として派遣したり、裁判員用の模擬法廷を利用して企業経営者に制度説明を実施した。(最高裁判所)

講演会等で裁判員制度の説明をする際に使用するプレゼン用ソフトの作成・改訂を行って、会員へ提供し、その利用を呼びかけた。

また、各弁護士会においても、企業や各種団体に対して講演会や説明会を実施した。(日本弁護士連合会)

**【今後の予定】**

引き続き、経営者団体等の各種団体や企業に対し、理解と協力を求めるための説明に努め、出張講義等を行う。特に各種団体・企業に対する説明については、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会が連携協力しながら、草の根的な活動も含め、各地の団体、企業における理解が浸透するよう一層の努力をする。(法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	2 企業において従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境を整備するための自主的かつ社会的な取組が行われることを促すため、関係機関が1記載のとおり企業等に対して裁判員制度の意義等を説明し協力依頼を行うに際し、企業等の参加を呼びかけるなどの積極的な協力を行う。(経済産業省、関係省庁等)
<p><b>【実施状況】</b></p> <p>関係機関による広報活動等への協力依頼には協力するよう周知するとともに、裁判員制度に関する理解を深めるため、職員等に対して裁判員制度に関する情報提供等を行った。(経済産業省)</p> <p><b>【今後の予定】</b></p> <p>関係機関からの広報活動等への協力依頼に対し適切な協力等を行う。(経済産業省)</p>		

行 動 計 画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	3 労働者が裁判員の職務を行う場合等が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達を発出し、使用者は労働者が裁判員の職務に必要な時間を請求した場合には拒んではならないことについて周知を行うとともに、裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止を徹底する。また、裁判員制度が円滑に実施されるためには、裁判員の職務等に対応した休暇制度を導入するなど、労使の自主的な取り組みが促進され、労働者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境が整備されることが重要であるため、その旨周知するなど、法務省、厚生労働省及び最高裁判所が連携して必要な施策を実施する。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)

【実施状況】

平成17年9月30日付けで、労働者が裁判員の職務を行う場合が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨の通達を発出し、裁判員として裁判に参加するために休暇をとることが法律で認められているとの解釈を明確にした。(厚生労働省)

パンフレット( - 2 )に「裁判員として裁判に参加するために休暇をとることが法律で認められている。休暇をとったことで会社が不利益な取り扱いをすることは法律で禁じられている。」「従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待される。」旨記載して周知に努めている。あわせて、経営者団体や個別企業を対象とした説明会を開催するなどして制度への理解を求めている( - 1 )。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)

【今後の予定】

引き続き、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会が連携協力しながら、草の根的な活動も含め、裁判員として国民が刑事裁判に参加するに当たり休暇をとりやすくするための周知啓発に努める。(法務省、最高裁判所)

労働者が裁判員の職務を行う場合等が労働基準法第7条の公の職務に該当する旨及び裁判員の職務に対応した休暇制度の導入に向けての労使の自主的な取組が重要であることの周知に努める。(法務省、厚生労働省、最高裁判所)

行 動 計 画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	4 児童の保護者が裁判員の職務等により児童の養育を行うことが一時的に困難になる場合、保育所における「一時保育」・「特定保育」や、児童養護施設等における「子育て短期支援事業」

		<p>を活用することにより，当該児童を短期間又は夜間に預けることが可能になることから，これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また，厚生労働省，法務省及び最高裁判所は連携して，全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努めるなど，これらのサービス・事業が十分活用されるような措置を講ずることにより，児童の保護者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。（法務省，厚生労働省，最高裁判所）</p>
--	--	--

<p><b>【実施状況】</b>  パンフレット（ - 2 ）に，「裁判員になるに当たり保育等のサービスを利用することもできる。」旨記載して周知に努めている。（法務省，厚生労働省，最高裁判所）</p> <p><b>【今後の予定】</b>  法務省，厚生労働省及び最高裁判所が連携して，裁判員として国民が刑事裁判に参加するに当たり保育のサービスを利用することができることの周知啓発に努めるとともに，サービスの実施主体と裁判所等との協力体制の構築など，サービスを一層活用するための方策について検討する。（法務省，厚生労働省，最高裁判所）</p>		
--	--	--

行 動 計 画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	<p>5 高齢の要介護・要支援者や障害者を介護している者が裁判員の職務等により介護を行うことが一時的に困難となる場合，通所介護やショートステイ等の利用が可能であることから，これらのサービス・事業について広く国民に周知する。また，厚生労働省，法務省及び最高裁判所は連携して，全国各地でこれらのサービス・事業の実施主体との協力体制が構築されるよう努め，介護している者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境の整備を図る。（法務省，厚生労働省，最高裁判所）</p>

<p><b>【実施状況】</b>  パンフレット（ - 2 ）に，「裁判員になるに当たり介護等のサービスを利用することもできる。」旨記載して周知に努めている。（法務省，厚生労働省，最高裁判所）</p> <p><b>【今後の予定】</b>  法務省，厚生労働省及び最高裁判所が連携して，裁判員として国民が刑事裁判に参加するに当たり介護のサービスを利用することができることの周知に努めるとともに，サービスの実施主体と裁判所等との協力体制の構築など，サービスを</p>		
---	--	--

一層活用するための方策について検討する。(法務省, 厚生労働省, 最高裁判所)

行動計画	項目	司法参加のための環境の整備
	具体的施策	6 国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等を的確に把握した上, 既存の制度について, 裁判員となる国民のニーズに十分対応し得るかを具体的に検討し, その結果に即して更に必要な措置を講ずる。(法務省, 関係省庁等)
<p><b>【実施状況】</b>            全国9か所でのシンポジウム( - 7 )等において, 来場者を対象としたアンケート調査を実施し, 国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等の把握と分析に努めた。(法務省)</p> <p><b>【今後の予定】</b>            引き続き, 各種行事において, アンケート調査を実施し, 国民が裁判員として刑事裁判に参加することについて有する不安・要望等の把握と分析に努める。(法務省)</p>		

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	1 「法教育推進協議会」において, 「法教育研究会」の報告書の趣旨を踏まえつつ, 学校教育における法教育の実践, 教育関係者に対する法教育についての研修等について更なる検討を進めるとともに, 裁判員制度を題材とした法教育のための教材・資料を作成することなどにより, 裁判員制度の導入を見据えた法教育の推進のための基盤整備を図る。(法務省, 文部科学省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会)
<p><b>【実施状況】</b>            法務省・法教育推進協議会では, 都内及び静岡県内に法教育の協力中学校を得て, 法教育教材の実践に基づく報告を受け, また, 千葉大学教育学部の協力を得て, 教員研修における法教育の在り方の検討, 教育学部・法学部・附属小学校連携による法教育授業の在り方などについて検討を進めている。特に裁判員制度を題材とした法教育のための教材作成については, 同協議会の裁判員教材作成部会が中心となって教材作成に向けた作業を進め, 平成18年3月, それまでの議論</p>		

を踏まえ、裁判員教材の在り方に関する考え方の中間取りまとめを行った。(法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

【今後の予定】

法務省・法教育推進協議会においては、今後もより多くの中学校や教育学部を擁する大学の協力を得て法教育の推進を図るとともに、特に、裁判員制度の教材については、上記中間取りまとめについて意見募集を行い、寄せられた意見をも踏まえ、具体的な教材化の作業(中学3年生程度を対象とする教材を想定)を進め、平成18年度中に裁判員教材を完成させ、各地の中学校等で模擬授業を実施するなどの方法により、その普及を図る。(法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

裁判員教材の完成後は、教育委員会等を通じ、学校に対して周知を図るなど、その普及を図る。

学校教育における法教育の充実を図るため、各教育委員会において学校等を指導する立場にある指導主事の研修会等において、法教育研究会報告書の趣旨について、引き続き周知を図る。(文部科学省)

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	2 法教育に有用な教材・資料等を教育委員会や学校に対して提供することにより、学校教育における法教育の充実を図る。また、教育委員会や学校側の要望に応じて、裁判官、検察官及び弁護士が授業の企画や実施等に協力できるよう体制の整備を図る。(法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

【実施状況】

パンフレットを全国の中学・高校・大学(短大を含む。)に送付した( - 2 )。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

リーフレット(広報DVD付き)を全国の中学・高校・大学(短大を含む。)に送付した( - 2, 3 )。また、法教育研究会報告書(「はじめての法教育」)を都道府県教育委員会や全国の検察庁に送付した。

さらに、全国の検察庁で、移動・出前教室を積極的に実施している。(法務省)

小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会(平成17年5月)において、法教育研究会報告書(「はじめての法教育」)について周知を図るとともに、同月30日付で、全国の教育委員会や学校に対し、同報告書について周知し、普及を図った。(文部科学省)

ブックレットに、より身近な話題として裁判官と高校生の対談を取り上げ、高校以上の学校等に配布したほか、裁判員制度ウェブサイトにおいてキッズページを設け、クイズ形式で制度を解説している。

また、最高裁及び各地の裁判所で、学校からの法廷見学希望や講師派遣依頼に応じて、裁判員制度のみならず、裁判についての解説などを行っている。(最高

裁判所)

高校における模擬裁判等を含む総合学習等に参加した。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

若い世代の啓発向けに裁判員制度を分かりやすく解説したパンフレット等を作成・配布する。

また、引き続き、全国の検察庁で、移動・出前教室を積極的に実施する。(法務省)

引き続き、教育委員会や学校側の要望に応じて、裁判所、検察庁及び弁護士会が授業の企画や実施等に協力できる体制の整備に努める。(文部科学省)

引き続き、教師や学生、生徒に対し、法廷傍聴、説明会、出前講義、模擬裁判等を通じて、裁判制度及び裁判員制度に関する周知活動を進める。

これらに使用するため、裁判制度全体を解説するアニメーションビデオを制作中である。(最高裁判所)

法教育に有用な教材・資料等を教育委員会や学校に対して提供し、学校教育における法教育の充実を図る。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	3 公民館等の社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座の実施にあたり、情報や資料を提供することなどにより、法教育の機会と内容の充実を図る。また、講座開設者側の要望に応じて、裁判官、検察官及び弁護士が講座の企画や実施等に協力できるよう体制の整備を図る。特に、講師派遣に関する具体的な要望に応じられるようにするため、各地の地方裁判所、地方検察庁及び弁護士会が協力して共通窓口を設け、社会教育施設側からの具体的な要望に応じた適切な講師を派遣できるよう協力して対応する。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

【実施状況】

パンフレットを全国の公民館、図書館に送付した( - 2 )。

法務省、文部科学省及び最高裁判所の連名で(日本弁護士連合会了承済み)、平成17年7月1日付けで、各都道府県教育委員会宛ての文書を発出し、域内の市区町村教育委員会をも含めて、社会教育施設等を活用した裁判員制度等に係る教育・啓発活動の推進につき協力を依頼した。これと合わせて、各地の裁判所、検察庁及び弁護士会が協力して共通窓口を設け、公民館等の社会教育施設側からの具体的な要望に応じた適切な講師を派遣できるよう協力体制を整え、これに基づき、全国的に説明会を実施した(平成17年7月1日から18年1月31日までの間に合計約90回)。(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会)

リーフレット(広報DVD付き)を全国の公民館、図書館に送付した( - 2 ,

3)。(法務省)

ブックレットを公民館や図書館に配布した。(最高裁判所)

図書館，公民館などを活用した各地での裁判員制度の広報啓発について各会へ協力依頼をした。また，裁判員ニュースや月刊「WEDGE」にて出張研修会・説明会の募集を行った。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

引き続き，公民館等に対する講師派遣を積極的に実施する。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

引き続き，社会教育施設等を活用した裁判員制度に関する普及啓発を推進する。(文部科学省)

公民館等の社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座の実施にあたり，情報や資料を提供することなどにより，法教育の機会と内容の充実を図る。(日本弁護士連合会)

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	4 全国都道府県教育委員会連合会，生涯学習・社会教育主管部課長会議など各種研修会等の機会に，法教育に関する資料等を配布するとともに，これら研修等に，裁判官，検察官及び弁護士が協力できるような体制の整備を図ることにより，法教育の機会と内容の充実を図る。(法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

【実施状況】

法務省・東京地方検察庁・東京都中学校社会科教育研究会の共催，最高裁判所，日本弁護士連合会，内閣官房司法制度改革推進室の協力により，平成17年8月，東京都内の中学校社会科教諭を対象として，法廷傍聴，裁判員制度に関する説明等を内容とする夏季研修を実施した。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

都道府県生涯学習・社会教育主管部課長会議(文部科学省主催，平成17年9月29日，18年2月1日開催)において，法教育に関するパンフレット，裁判員制度のパンフレット等を配布の上，法教育や裁判員制度について解説するとともに，社会教育施設に対する講師派遣の仕組み( - 3)を説明し，その活用を呼び掛けた。(法務省，文部科学省)

関係会議等において，パンフレット等を配付するとともに，広報誌等に裁判員制度に関する記事を掲載した。(文部科学省)

教員研修会などで講義を行った。(日本弁護士連合会)

【今後の予定】

上記夏季研修を発展・拡大させ，夏季休業期間中に全国で中学校社会科教諭等を対象とした裁判員制度等に関する研修を実施する。(法務省，最高裁判所，日

本弁護士連合会)

全国都道府県教育委員会連合会，生涯学習・社会教育主管部課長会議など各種研修会等の機会に，法教育に関する資料等を配布するとともに，これら研修等に，裁判官，検察官及び弁護士が協力できるような体制の整備を図る。(法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会)

引き続き，生涯学習・社会教育主管部課長会議等において，法教育や裁判員制度について解説するとともに，社会教育施設に対する講師派遣の仕組み( - 3 )を説明し，その活用を呼びかける(法務省，文部科学省)

行動計画	項目	国民に対する法教育の充実
	具体的施策	5 法廷傍聴・模擬裁判や出前講義等の機会を積極的に設け，裁判官，検察官及び弁護士が法教育に関与し得るよう努める。(法務省，最高裁判所，日本弁護士連合会)
<p><b>【実施状況】</b> 全国の検察庁で，中学，高校等を対象に移動・出前教室を積極的に実施している(合計約350回，参加者合計約2万2,000人。平成18年1月末現在，一部に17年7月以前のものを含む。)(法務省) 全国各地において，法廷傍聴時の解説，模擬裁判や出前講義等を行い，裁判官も積極的に関与して，裁判員制度のみならず，裁判についての解説等を行っている。(最高裁判所) 全国各地の学校や各種団体等へ講師を派遣して講演会や出張講義等を行ったほか，法廷傍聴・模擬裁判・説明会などを積極的に行った。(日本弁護士連合会)</p> <p><b>【今後の予定】</b> 引き続き，中学，高校等を対象とする移動・出前教室を積極的に実施する。(法務省) 引き続き，法廷傍聴，説明会，出前講義，模擬裁判等を通じて，裁判制度及び裁判員制度に関する周知活動を進めていく。(最高裁判所) 法廷傍聴・模擬裁判や出前講義等の取組をより一層強化するとともに，社会科見学等での裁判員制度への説明等の機会をより一層充実する。(日本弁護士連合会)</p>		

行動計画	項目	裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	1 裁判員制度導入後の円滑な刑事裁判手続の運用を確保しつつ，手続検討や広報のための模擬裁判を全国各地で早期に実施

		<p>できるようにするため、法廷を中心とした裁判所諸施設の改修等の物的基盤を整備するとともに、必要な人員の確保等の人的基盤を整備する。(最高裁判所)</p>
<p><b>【実施状況】</b>          法廷等の裁判員制度関連施設の整備を進めており、奈良地裁ほか1庁で施設整備が完了した。また、手続検討や広報のための模擬裁判の実施に向け、平成16年度の東京に続き、17年度には、大阪・名古屋等拠点となる6つの裁判所に一室ずつモデル法廷を整備した。          また、制度発足時の平成21年度に向けて、計画的に人的態勢の整備を行っていく必要があることを踏まえ、平成18年度予算案には、裁判員制度導入の態勢整備等を増員要求の理由とし、裁判官75人及び書記官148人の増員を計上している。(最高裁判所)</p> <p><b>【今後の予定】</b>          平成18年度予算政府案に制度関連施設を整備するための必要経費が計上されている38庁について、18年度の早い段階から施設整備に取りかかる予定であり、残る庁についても、19年度以降に必要な財政的措置を得て、施設整備を進めていく予定。          また、人的基盤についても、今後とも訴訟事件等の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入の態勢を整備するため、しかるべき増員を継続していく予定。(最高裁判所)</p>		

行動計画	項目	裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	2 裁判員候補者名簿調製作業における関係諸機関との連携及び裁判員選定事務の効率化によって、質問事項や呼出人数の絞り込みを図り、裁判員候補者たる一般国民の負担を軽減する。(最高裁判所)
<p><b>【実施状況】</b>          効率的な選任手続の設計基礎資料とする目的で、平成18年1月から2月にかけて、裁判員制度への参加の障害となりうる国民の生活状況等の事情を把握するために、アンケート調査を実施した(4月に公表予定。)          また、並行して、総務省を始めとする関係省庁の理解と協力を得ながら、具体的な名簿の調製方法について検討している。(最高裁判所)</p> <p><b>【今後の予定】</b>          どのような名簿を調製するか、どのようにして裁判員を選任するかについて、年内に具体的な在り方を示す予定。(最高裁判所)</p>		

行動計画	項目	裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	3 裁判員制度導入後の円滑な刑事裁判手続の運用を確保するため、必要な人員の確保に努めるとともに、各検察庁の実情に応じて人材養成の観点を含め必要な体制の整備を図るなど、人的基盤を整備する。(法務省)
<p><b>【実施状況】</b>  検察庁においては、裁判員制度の実施を見据え、対象事件の捜査・公判立会を円滑に遂行できるよう、所要の態勢整備を行っている。  なお、平成18年度予算案には、治安の回復及び司法制度改革の推進等に適切に対応していくため、検察庁職員257人の増員を計上しているほか、裁判員制度を円滑に実施するための検察官及び検察事務官に対する研修経費を計上している。(法務省)</p> <p><b>【今後の予定】</b>  引き続き、裁判員制度の実施を見据え、対象事件の捜査・公判立会を円滑に遂行できるよう、所要の態勢整備等を行う。(法務省)</p>		

行動計画	項目	裁判員制度の運用を支える人的・物的基盤の整備
	具体的施策	4 各弁護士会の実情把握のための調査、弁護士の業務態勢の検討、弁護士会が設置する公設事務所の拡充、日本司法支援センターの契約弁護士(常勤弁護士を含む)の確保などにより、裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護人の体制を整備する。(日本弁護士連合会)
<p><b>【実施状況】</b>  「法律相談事業及び弁護士過疎対策に関するブロック別協議会」において、「日弁連ひまわり基金」の今後のあり方、平成18年4月に設立される日本司法支援センターとの適切な役割分担のあり方、各地における弁護士過疎対策を中心に情報交換と討議を行っている。  平成17年度、新たに16か所の弁護士常駐型公設事務所が設置され、平成18年2月10日現在、全国で50か所が稼働している。また、同公設事務所所長への就任希望者を一定期間養成するための「協力事務所」を77事務所確保した。  平成17年8月から9月にかけて、公的弁護制度の対応態勢確立等のための意見交換会を実施した。  日本司法支援センターの契約弁護士(常勤弁護士を含む)の確保に関し、同センターに就職を希望する者を一定期間養成するための「スタッフ弁護士養成事務所」を104事務所確保した。またスタッフ弁護士希望者の確保のため、司法修</p>		

習生（予定者含む）に対して，同センターの意義やスタッフ弁護士の役割等を説明する各種企画を実施し，また，パンフレット等を作成して，司法修習生（予定者含む）に配布した。（日本弁護士連合会）

**【今後の予定】**

各弁護士会の実情把握のための調査，弁護士の業務態勢の検討，弁護士会が設置する公設事務所の拡充，日本司法支援センターの契約弁護士（常勤弁護士を含む）の確保などにより，裁判員の参加する刑事裁判に適切に対応できる弁護人の体制の整備に向けた取り組みを，より一層強化する。（日本弁護士連合会）